

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)</u> <u>第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。</u></p> <p><u>(4)～(10) 略</u> <u>(都市公園の設置基準)</u></p> <p>第3条 <u>法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第3条の3に定めるところとする。</u> <u>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p>第3条の2 <u>市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u> <u>(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)</u></p> <p>第3条の3 <u>市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模は、次に掲げる</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3)～(9) 略</u></p> <p>第3条 削除</p>

新	旧
<p><u>ところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。</u></p> <p><u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。</u></p> <p><u>(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。</u></p> <p><u>(4) 主として本市に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とすること。</u></p> <p><u>2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的</u></p>	

新	旧
<p><u>とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及び当該機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。</u></p> <p><u>(公園施設の設置基準)</u></p> <p><u>第3条の4 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2（前条第1項第1号又は第2号に規定する都市公園で市長が別に定めるものについては、100分の3）とする。</u></p> <p><u>2 市が設置する都市公園に係る都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>3 市が設置する都市公園に係る令第6条第1項第2号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>4 市が設置する都市公園に係る令第6条第1項第3号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>5 市が設置する都市公園に係る令第6条第1項第4号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>(都市公園移動等円滑化基準)</u></p> <p><u>第3条の5 高齢者移動等円滑化法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第3条の16までに定めるとおりとする。ただし、災害等のため一時的に使用する特定公園施設の設置については、これらの規定によらないことができる。</u></p> <p><u>(園路及び広場)</u></p> <p><u>第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</u></p>	

新	旧
<p>ウ <u>出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>エ <u>オに掲げる場合を除き、車椅子の使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>オ <u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</u></p> <p><u>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>ア <u>幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けるときは、120センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>イ <u>ウに掲げる場合を除き、車椅子の使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>ウ <u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</u></p> <p>エ <u>縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>オ <u>縦断勾配が50メートル以上続く場合は、その途中に150センチメ</u></p>	

新	旧
<p><u>一トール以上の水平部分を設けること。</u></p> <p>カ <u>横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>キ <u>路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</u></p> <p>ク <u>園路を横断する排水溝には蓋を設けることとし、園路に設ける格子蓋、マンホール等は可能な限り園路と同一レベルに設け、排水穴は、車椅子の車輪、つえの先等が引っ掛からない形状とすること。</u></p> <p><u>(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>ア <u>手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ <u>手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</u></p> <p>ウ <u>手すりを取り付ける高さは、大人用のものにあつては80センチメートルから85センチメートルまで、子供用のものにあつては60センチメートルから65センチメートルまでを標準とすること。</u></p> <p>エ <u>回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ <u>踏面は、滑りにくい仕上げがなされ、かつ、踏面と段鼻の段差がないものであること。</u></p>	

新	旧
<p><u>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</u></p> <p><u>キ 階段の両端には、120センチメートル以上の水平部分を設けること。</u></p> <p><u>ク 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ケ 蹴上げの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上、蹴込の寸法は2センチメートル以下、有効幅員は90センチメートル以上とすることとし、同一の階段では、蹴上げ、踏面及び蹴込の寸法をそれぞれ一定とすること。</u></p> <p><u>コ 高さが2.5メートルを超える階段にあつては、高さ2.5メートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には段差を設けないこと。</u></p> <p><u>(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</u></p> <p><u>(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p>	

新	旧
<p><u>イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</u></p> <p><u>ウ 横断勾配は、設けないこと。</u></p> <p><u>エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</u></p> <p><u>オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p><u>カ 傾斜路の登り口及び降り口に180センチメートル以上の水平部分を設けること。</u></p> <p><u>キ 手すりを両側に設けることとし、当該手すりには、傾斜路の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ク 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</u></p> <p><u>ケ 手すりを取り付ける高さは、大人用のものにあつては80センチメートルから85センチメートルまで、子供用のものにあつては60センチメートルから65センチメートルまでを標準とすること。</u></p> <p><u>コ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者</u></p>	

新	旧
<p><u>移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</u></p> <p><u>(7) 次条から第3条の14までの規定により設けられた特定公園施設のそれぞれ1施設以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</u></p> <p><u>(屋根付広場)</u></p> <p><u>第3条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子の利用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</u></p> <p><u>(2) 車椅子の利用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p>	

新	旧
<p><u>(休憩所及び管理事務所)</u></p> <p><u>第3条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子の利用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</u></p> <p><u>エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</u></p> <p><u>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子の利用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない</u></p> <p>。</p>	

新	旧
<p><u>(3) 車椅子の使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p> <p><u>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、第3条の11第2項、第3条の12及び第3条の13の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1施設以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(野外劇場及び野外音楽堂)</u></p> <p><u>第3条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、第3条の7第1項第1号の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとするときは、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子の使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p>	

新	旧
<p><u>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</u></p> <p><u>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</u></p> <p><u>キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</u></p> <p><u>(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子の利用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子利用者用観覧スペース」という。）を設けること。</u></p> <p><u>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、第3条の11第2項、第3条の12及び第3条の13の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>2 車椅子利用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(1) 幅は、90センチメートル以上であり、奥行きは、120センチメートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 車椅子の利用者が利用する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>(3) 車椅子の利用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子の利用者の転落を防止するための設備を設けること。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</u></p> <p><u>(駐車場)</u></p> <p><u>第3条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1施設以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合に当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子の利用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者用駐車施設」という。）を設けることとする。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 幅は、350センチメートル以上、奥行きは、500センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設である旨の表示をすること。</u></p>	

新	旧
<p><u>(便所)</u></p> <p><u>第3条の1 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</u></p> <p><u>(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</u></p> <p><u>(3) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。</u></p> <p><u>。</u></p> <p><u>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</u></p> <p><u>第3条の1 2 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子の利用者が通過する際に支障となる段</u></p>	

新	旧
<p><u>がないこと。</u></p> <p><u>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</u></p> <p><u>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。</u></p> <p><u>オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</u></p> <p><u>(2) 車椅子の使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p> <p><u>2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口には、車椅子の使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。</u></p> <p><u>(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。</u></p> <p><u>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</u></p> <p><u>3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。</u></p>	

新	旧
<p><u>第3条の13 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第3条の11第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便所」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(水飲場及び手洗場)</u></p> <p><u>第3条の14 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</u></p> <p><u>(掲示板及び標識)</u></p> <p><u>第3条の15 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</u></p> <p><u>(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。</u></p> <p><u>第3条の16 第3条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1施設以上は、第3条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けることとする。</u></p>	